

別表（第4条関係）

補助対象経費		補助率及び限度額 (1,000円未満端数 切捨て)	
空家等の改修	木工事	部屋の増改築、間仕切りの変更、床材・内壁等の変更等	補助対象経費合計額の3分の2以内。上限100万円
	屋根工事	屋根材ふき替え、雨漏り修理、屋根瓦の補修等	
	サッシ工事	玄関建具取替え、断熱サッシ工事、シャッター取付け等	
	建具工事	各種建具（ドアノブ、鍵、戸車、レール等）取替え等	
	内装工事	床、天井、壁等のクロス貼替え等	
	外装工事	外壁の改修、張替え、塗替え、コーキング補修等	
	塗装工事	屋根・外部鉄部塗替え等	
	左官タイル工事	室内壁塗替え、内外タイル貼替え補修等	
	給排水設備工事	給湯設備、浴室、洗面、トイレ、キッチン改修工事等	
	電気設備工事	老朽電気配線、コンセントの取替え等	
	エクステリア工事	住宅と一体化しているテラス及びベランダの設置、改修等	
	省エネ設備工事	住宅に組み込まれる省エネ設備の設置工事（家庭用蓄電池、高効率給湯器、雨水貯蓄設備等）	
外構工事等	車庫、物置、倉庫、門扉、壁等の工事及び植樹、せん定、除草等の植栽工事（住宅本体の改修と併せて行うものに限る。）		
家財道具の搬出等	空家等の清掃、残置された不要な家財道具の搬出若しくは処分又は必要な家財道具の搬入	補助対象経費の3分の2以内。上限20万円	

注 空家等の改修と家財道具の搬出等を併せて行う場合は、補助金の限度額は、100万円とする。